

(ケース3) 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が利用できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。
- なお、一時集結所には、放射性物質の放出に備え、四国電力が放射性物質除去フィルター付きクリーンエアドームを配備。



(ケ-3) 瀬戸地域の学校・保育所の海路避難

- ▶ 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約90人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- ▶ 瀬戸地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動。
- ▶ 船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつくえ)小学校	32人	9人	41人
大久(おおく)小学校	27人	8人	35人
瀬戸(せと)中学校	31人	11人	42人
合計(3施設)	90人	28人	118人

保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつくえ)保育所	12人	5人	17人
大久(おおく)保育所	14人	7人	21人
合計(2施設)	26人	12人	38人

避難準備※1

警戒事態

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

児童等と職員がともに一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から海路及び陸路による避難を開始

施設敷地緊急事態

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎小中学校体育館又は瀬戸総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港又は三机港から海路及び陸路による避難を開始

全面緊急事態

避難経由所(松前公園)
児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

避難経由所(松前公園)
保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施
 ※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケ-3) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約190人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	51人	15人	66人
三崎(みさき)中学校	30人	13人	43人
三崎(みさき)高等学校	111人	28人	139人
合計(3施設)	192人	56人	248人

避難準備※1

児童等と職員がともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

児童等は、避難経由所で保護者に引き渡し

警戒事態

施設敷地緊急事態

全面緊急事態

保育所

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎(みさき)保育所	34人	9人	43人
合計(1施設)	34人	9人	43人

避難準備

児童の引き渡し

保護者が児童を引き取り・避難準備

引き渡しができなかった児童と職員は、最寄りの学校に移動。

一時集結所(三崎総合体育館)に移動し、船舶の準備が整い次第、三崎港から海路及び陸路による避難を開始

避難経由所(松前公園)

保護者への引き渡しができなかった児童は、避難経由所で保護者に引き渡し

※1 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施

※2 児童等の人数については、平成30年11月1日現在

(ケ-33) 学校・保育所の避難先・避難ルート

➤ 国道197号がPAZの境界で通行不可となった場合、瀬戸地域及び三崎地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。

